

**平成 29 年度 国保診療（調剤）報酬請求書及び
乳幼児医療費・ひとり親家庭等医療費自己負担支払額明細個票受付締切日**

| 請求年月 | | 受付締切日 | 備考 |
|---------|------|---------|-----------|
| 平成 29 年 | 4 月 | 10 日（月） | |
| | 5 月 | 10 日（水） | |
| | 6 月 | 10 日（土） | |
| | 7 月 | 10 日（月） | |
| | 8 月 | 10 日（木） | |
| | 9 月 | 10 日（日） | ※9 日（土）閉所 |
| | 10 月 | 10 日（火） | |
| | 11 月 | 10 日（金） | |
| | 12 月 | 10 日（日） | ※9 日（土）閉所 |
| 平成 30 年 | 1 月 | 10 日（水） | |
| | 2 月 | 10 日（土） | |
| | 3 月 | 10 日（土） | |

※受付締切日：10 日（10 日が土曜、日曜、祝日の場合も受付業務を行います。）

※受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

《診療報酬請求書等送付時（郵便・宅配便）のお願い》

◇誤発送のないように、送付先は必ずご確認ください。

送付先 〒 8 9 0 - 0 0 6 4
鹿兒島市鴨池新町 7 番 4 号
 （鹿兒島県市町村自治会館内）

鹿兒島県国民健康保険団体連合会

◇送付方法について

・個人情報保護と事故防止のために、授受が明確となる（配達記録が残る）方法での送付にご協力ください。

◇封筒への保険医療機関コード等の記載について

・受付担当が地区別（保険医療機関の所在地）になっておりますので、封筒に住所、保険医療（調剤）機関名、保険医療（調剤）機関コードの記入にご協力ください。

・介護保険分と医療保険分（医療、調剤、乳幼児等）を併せて送付される場合は、介護保険請求分は別封にし、介護保険在中と明記してください。

・電子媒体の場合は、破損等を避ける為、専用ケース等で保護し、FD 在中、MO 在中、CD-R 在中と明記ください。

◇送付書の添付について

・乳幼児医療費・ひとり親家庭等医療費自己負担額支払明細個票を提出される際は、件数を記載した送付票と併せて媒体種類（FD、CD、紙）を記載した送付書の添付をお願いします。

平成 29 年度 国保診療（調剤）報酬支払予定日

| 請求年月 | 電子レセプト請求 | 紙レセプト請求 |
|-------------------------|--------------|--------------|
| 平成 29 年 4 月請求分（3 月診療分） | 5 月 22 日（月） | 5 月 30 日（火） |
| 5 月請求分（4 月診療分） | 6 月 20 日（火） | 6 月 29 日（木） |
| 6 月請求分（5 月診療分） | 7 月 20 日（木） | 7 月 28 日（金） |
| 7 月請求分（6 月診療分） | 8 月 21 日（月） | 8 月 30 日（水） |
| 8 月請求分（7 月診療分） | 9 月 20 日（水） | 9 月 28 日（木） |
| 9 月請求分（8 月診療分） | 10 月 20 日（金） | 10 月 30 日（月） |
| 10 月請求分（9 月診療分） | 11 月 20 日（月） | 11 月 29 日（水） |
| 11 月請求分（10 月診療分） | 12 月 20 日（水） | 12 月 28 日（木） |
| 12 月請求分（11 月診療分） | 1 月 22 日（月） | 1 月 30 日（火） |
| 平成 30 年 1 月請求分（12 月診療分） | 2 月 20 日（火） | 2 月 27 日（火） |
| 2 月請求分（1 月診療分） | 3 月 20 日（火） | 3 月 29 日（木） |
| 3 月請求分（2 月診療分） | 4 月 20 日（金） | 4 月 26 日（木） |

| | | |
|--------------------------------|---------------------|---------------------|
| 乳幼児・ひとり親家庭等医療費助成事業報告事務手数料支払予定日 | 電子レセプト請求 | 紙レセプト請求 |
| | 平成 30 年 4 月 20 日（金） | 平成 30 年 4 月 26 日（木） |

【診療（調剤）報酬支払日について】

- 1 オンライン請求又は電子媒体による請求の届出を行った保険医療機関又は保険薬局
請求月の翌月 20 日。（土曜日、日曜日、祝日の場合は翌稼働日）
（平成 24 年 3 月請求分から、請求省令の一部改正に基づき、原則として請求月の翌月 20 日に支払うこととなった。）
- 2 紙媒体での請求を行う保険医療機関又は保険薬局
請求月の翌月末。